

ユニチカ株式会社等に対する再生支援決定について

2024年11月28日
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」という。）、日本エステル株式会社（以下「日本エステル」という。）、ユニチカスパークライト株式会社（以下、「ユニチカスパークライト」といい、上記3社を総称して「再生支援対象事業者ら」ユニチカ及びその連結子会社を総称して「再生支援対象事業者らのグループ」という。）

2. 再生支援対象事業者らと連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」という。）

3. 事業再生計画の概要

別紙参照

4. 買取申込み等期間

2024年11月28日（木）から
2025年2月13日（木）まで（機構必着）

5. 回収等停止要請

法第27条第1項に基づき、法第26条第1項に定める「関係金融機関等」に対して、上記4に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者らに対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

6. 商取引債権の取り扱い

再生支援対象事業者らに対する再生支援決定にあたっては、本事業再生計画において対象債権者として指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者らに対して有する貸付金債権等につき、債権放棄等の金融支援の依頼が行われるにすぎず、商取引債権については支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。

7. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

ユニチカは1889年に「尼崎紡績」として創業し、日本の繊維産業を支え続けてきました。1968年には世界初の同時二軸延伸ナイロンフィルムの商業生産化に成功するなど、高い技術力を基に子会社28社及び関連会社2社から成る企業集団を構成するに至り、食品包装用のナイロンフィルムを筆頭に複数の事業分野で競争力を維持しております。また、食品ロス・廃棄の削減や環境配慮型のケミカルリサイクル品といった社会的意義の高い製品も開発する等、有用な経営資源を多く有しております。

日本エステルは、再生支援対象事業者らのグループに対してポリエステルチップ（原料）やポリエステル製品を供給し、グループの中核製造子会社としての役割を担ってきました。

ユニチカスパークライトは、ガラスビーズを使った再帰性の反射シートやクロスといった反射材製品の国内トップメーカーとして、幅広い業界・用途に対して製造・販売を行ってきました。

しかしながら、後記の別紙第2. 支援申込に至った経緯に記載のとおり、外部環境が大きく変化し、繊維事業や非中核事業の業況が悪化する中で、不採算事業からの撤退や縮小といった構造改革を行ってきたものの、これらの構造改革は個別の対策にとどまり、基本的な収益性低下や硬直化したコスト構造などの潜在的な課題を有していた事業における抜本的な構造改革には踏み込んでいませんでした。

その結果、2024年3月期には連結財務諸表の開示を開始して以来、初の連結営業損失を計上することとなりました。

これらの状況を打破し再生支援対象事業者らが再生を果たすためには、築き上げた技術力を活かした持続的な競争力の維持・強化だけでなく、これまで踏み込んでいなかった上述の抜本的な構造改革を行うことが不可避であり、そのためには、多額の金融支援並びに信用面及び事業面での支援が必要であるところ、機構が後記(2)の役割を担うことにより、再生支援対象事業者らの再生を図ることが可能になると考えております。

また、再生支援対象事業者らのグループは、国内に多数の拠点及び従業員を擁し、各地域の経済と雇用の安定にも大きく寄与しております。

加えて、再生支援対象事業者らのグループの製品は、自動車、電気・電子製品、建築・土木、生活資材といった幅広い分野に展開されており、国内仕入先及び外注先を多く抱え、地方の中堅・中小企業との取引も広範囲にわたっております。再生支援対象事業者らに対する再生支援が行われず、再生支援対象事業者らのグループが不測の事態に陥った場合には、地域経済に与える影響は大きいといえます。

以上のとおり、再生支援対象事業者らは、各地域に有用な経営資源を有し、多くの地域の経済と雇用を支えていることから、機構による再生支援の意義が認められると考えます。

(2) 機構の役割

機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようするため、本件においては再生支援対象事業者らに対し①関係金融機関等調整、②約200億円の出資、③150億円の融資枠の設定、④経営人材等の派遣を行うことを予定しております。

①については、機構が関係金融機関等に対して債権放棄等の金融支援を依頼することにより、過大な有利子負債を圧縮し、再生支援対象事業者らの財務体質の改善を図ります。

②及び③については、機構が約200億円の種類株式を引き受け、また150億円の融資枠の設定を行うことにより、構造改革を図り、事業の円滑な再生を推進します。また、関係金融機関等からの債権の買取りの申込みがあった場合には、機構による債権の買取りを行うことも予定しております。

④については、機構が②の出資後に再生支援対象事業者らに経営人材等を派遣することにより、再生支援対象事業者らの事業再生を確実に推進すべく支援します。

※ 公表する理由

本件について公表を行うことが、上場企業であるユニチカの信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者ら及び再生支援対象事業者らと連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で、公表を行うこととしました。

以上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要 (2024年3月31日時点)

1. ユニチカ

| | |
|----------------------|--|
| ① 再生支援対象事業者 | ユニチカ株式会社 |
| ② 本店所在地 | 大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 |
| ③ 設立年月 | 1889年6月 |
| ④ 資本金 | 1億45万円 |
| ⑤ 株式 | 発行可能株式総数：178,600,000株 (普通株式) 21,740株 (A種種類株式) 5,759株 (B種種類株式) 発行済株式総数：57,752,343株 (普通株式) 21,740株 (A種種類株式) 944株 (B種種類株式) |
| ⑥ 事業内容 | 化学製品の製造及び販売 |
| ⑦ 従業員数 | 連結：3,309名 単体：1,486名 (いずれも臨時従業員含む。) |
| ⑧ 主な事業所 | 大阪本社 (大阪府大阪市) 東京本社 (東京都中央区) 総合研究所 (京都府宇治市) 宇治事業所 (京都府宇治市) 岡崎事業所 (愛知県岡崎市) 垂井事業所 (岐阜県垂井町) 坂越事業所 (兵庫県赤穂市) |
| ⑨ 取引金融機関 | 三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、農林中央金庫、株式会社あおぞら銀行 他 |
| ⑩ 事業規模 (2024年3月期) | 連結売上高：118,341百万円 連結総資産：186,333百万円 単体売上高：76,996百万円 単体総資産：173,697百万円 |

2. 日本エステル

| | |
|----------------------|--|
| ① 再生支援対象事業者 | 日本エステル株式会社 |
| ② 本店所在地 | 愛知県岡崎市日名北町4番地1 |
| ③ 設立年月 | 1966年4月 |
| ④ 資本金 | 40億円 |
| ⑤ 株式 | 発行可能株式総数：12,500,000株 発行済株式総数：8,000,000株 |
| ⑥ 事業内容 | 化学製品の製造及び販売 |
| ⑦ 従業員数 | 211名 (臨時従業員含む。) |
| ⑧ 主な事業所 | 工場 (愛知県岡崎市) |
| ⑨ 取引金融機関 | 三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行 |
| ⑩ 事業規模 (2024年3月期) | 売上高：14,239百万円 総資産：17,722百万円 |

3. ユニチカスパークライト

| | |
|----------------------|--------------------------------------|
| ① 再生支援対象事業者 | ユニチカスパークライト株式会社 |
| ② 本店所在地 | 京都府南丹市日吉町胡麻イカガヘラ13番地8 |
| ③ 設立年月 | 1969年9月 |
| ④ 資本金 | 4,000万円 |
| ⑤ 株式 | 発行可能株式総数：124,000株 発行済株式総数：80,000株 |
| ⑥ 事業内容 | 再帰性反射シート、クロスの製造及び販売 |
| ⑦ 従業員数 | 27名（臨時従業員含む。） |
| ⑧ 主な事業所 | 本社・工場（京都府南丹市） |
| ⑨ 取引金融機関 | 京都信用金庫、京都中央信用金庫 |
| ⑩ 事業規模 (2024年3月期) | 売上高：692百万円 総資産：861百万円 |

第2 支援申込みに至った経緯

ユニチカは1889年の創業以来、三大紡績のひとつとして日本の繊維産業を支え続け、また、新しい化学繊維の生産や、ナイロンフィルムの開発により拡大を続けてきました。

しかしながら、1990年代後半以降、海外からの繊維製品の輸入の急増に伴い、繊維事業や非中核事業の業況が悪化してきました。このような状況を受け、2014年に主要3行による金融支援等（総額約275億円のデット・エクイティ・スワップ）およびジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合による100億円の出資を受け、不採算事業の縮小や撤退を柱とする構造改革を実施しました。これにより、売上高自体は縮小したものの、営業利益は回復しましたが、有利子負債1,100億円が残り、また、低採算・低成長であった祖業の繊維事業の撤退には至りませんでした。

その後、繊維事業については2020年春頃からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響による市場の縮小とその後の消費動向の変化に伴い市場の回復が見込まれず、営業損失が継続している状況となり、また高分子事業及び機能資材事業においても、原燃料価格の高騰や円安による製造コストの増加等により、採算性が悪化することとなりました。商品価格の値上げや高単価品へのシフト等を図りましたが、上記の製造コストの増加の影響を吸収することができずに、2024年3月期には連結財務諸表の開示を開始して以来、初の連結営業損失を計上することとなりました。

これを受け、2024年4月には、取引金融機関に対し元本返済の猶予を依頼し、その協力の下に資金繰りを維持している状況であり、合わせて役員報酬の減額や賞与削減等の自助努力を実施していますが、実質的な収益力の回復には至っておりません。これまでに築き上げた技術力を活かした持続的な競争力を維持・強化するためには、成長分野における高付加価値製品の拡販等だけでなく、主力のフィルム事業を核とした事業ポートフォリオの構築と、主力事業とのシナジーが限られる事業からの撤退による抜本的な構造改革を行うことが不可避ですが、過大な有利子負債を負担している現状においては当該構造改革ができない状態にあります。

このような中で、再生支援対象事業者らが、抜本的な構造改革を行うためには、多額の金融支援並びに信用面及び事業面での支援が必要であると判断し、主要行である三菱UFJ銀行と協議の上で、機構に対して支援の申込みを行うに至りました。

第3 事業再生計画の概要

1. 事業計画の基本方針

再生支援対象事業者らは、機構より出融資及び経営人材の派遣を受け、不安定な事業環境においても事業継続が可能な収益基盤の構築を目指します。

そのための具体的な施策としては、主に以下のとおりです。なお、全ての施策において、製品の安全性や品質の担保を念頭に取り組んでいく所存です。

(1) 構造改革による不採算事業の撤退及び供給能力の適正化

市場成長性、競争優位性等の観点から、今後の収益改善が困難な事業、主力のフィルム事業を中心とする高分子事業とのシナジーが見込めない事業から撤退することで、収益性の改善と供給能力の適正化、供給能力に応じた固定費の適正化を図ります。具体的な撤退対象となる主な事業は、衣料繊維事業、不織布事業、産業繊維事業（但し、一部事業を除きます。）となります。なお、撤退事業については、当該事業の特性や相手先との協議内容等を考慮しながら他社への事業譲渡や生産移管等を模索します。

(2) コスト削減の完遂によるローコスト運営体制の確立

生産工場の製造停止による固定費削減、原料の調達切替え、配送ルートの見直し等による物流費の改善及び業務の見直しや効率改善によるオペレーションコスト等の削減を図ります。

(3) 付加価値の高い製品の販売拡大

主力のフィルム事業、樹脂事業やガラス繊維事業において、高付加価値製品の販売拡大により収益力の強化を図ります。

(4) 財務体質の改善

後記2. 記載の企業再編等により、財務体質を大幅に改善します。

(5) 組織運営体制の強化

後記3. 記載のとおり、機構から役員派遣を受け、新経営体制を構築し、ガバナンス体制の強化を図ります。また、再生支援対象事業者らのグループに対するモニタリング体制を強化し、各事業部門及び各会社間の連携を推進します。

2. 企業再編等

本事業再生計画においては、再生支援対象事業者らは関係金融機関等に対し、約430億円の債権放棄等による金融支援を依頼します（なお、債権放棄額は本事業再生計画の遂行により減額となる場合があります。）。合わせて、ユニチカのA種種類株式及びB種種類株式の株主である三菱UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社から、その有する種類株式のユニチカへの無償譲渡を受ける予定です。また、三菱UFJ銀行から90億円の事業再生計画の遂行に必要な運転資金の融資枠の設定を受け、資金繰りの安定化を図る予定です。

加えて、機構はユニチカによる第三者割当増資（議決権付き種類株式約200億円）を引き受けるとともに、150億円の融資枠を設定し、構造改革資金に充てることを予定しております。

3. ガバナンス体制等

再生支援対象事業者らの取締役および監査役は社外取締役、社外監査役を除き、

再生支援対象事業者らの窮境原因についての経営責任を明らかにするために、原則として退任します。

再生支援対象事業者らは、機構から派遣する経営管理に精通した人材を役員として受けることで、経営管理体制の強化を図ります。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社地域経済活性化支援機構 <https://www.revic.co.jp/>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0304／03-6266-0310